

大気汚染防止法の一部を改正する法律要綱

第一 目的の改正

目的規定に揮発性有機化合物の排出の規制等を追加すること。

(第一条関係)

第二 定義の改正

一 この法律において「揮発性有機化合物」とは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいうこと。

(第二条第四項関係)

二 この法律において「揮発性有機化合物排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気の汚染の原因となるものであつて、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるものをいうこと。

(第二条第五項関係)

三 二の政令は、事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組が促進されるよう十分配慮して定めるものとする。

(第二条第六項関係)

第三 揮発性有機化合物の排出の規制等

一 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制に関する施策その他の措置は、揮発性有機化合物の排出の規制と事業者が自主的に行う揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組とを適切に組み合わせ、効果的な揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制を図ることを旨として、実施されなければならないこと。

(第十七条の二関係)

二 揮発性有機化合物に係る排出基準は、揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量(以下「揮発性有機化合物濃度」という。)について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定めるものとする。

(第十七条の三関係)

三 揮発性有機化合物排出施設の設置等について、次の事項を規定すること。

1 揮発性有機化合物を大気中に排出する者は、揮発性有機化合物排出施設を設置しようとするときは、揮発性有機化合物排出施設の種類、構造等を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

その他の所要の届出等について規定すること。

(第十七条の四から第十七条の六まで関係)

2 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出があった場合において、揮発性有機化

合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは揮発性有機化合物の処理の方法に関する計画の変更等又は揮発性有機化合物排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとする。こと。 (第十七条の七関係)

3 揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、揮発性有機化合物排出施設の設置等をしてはならないものとする。こと。 (第十七条の八関係)

四 揮発性有機化合物排出施設からの揮発性有機化合物の排出について、次の事項を規定すること。

1 揮発性有機化合物排出施設から揮発性有機化合物を大気中に排出する者(以下「揮発性有機化合物排出者」という。)は、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準を遵守しなければならないものとする。こと。 (第十七条の九関係)

2 都道府県知事は、揮発性有機化合物排出者が排出する揮発性有機化合物の排出口における揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しないと認めるときは、当該揮発性有機化合物排出者に対し、期限を

定めて当該揮発性有機化合物排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物の処理の方法の改善を命じ、又は当該揮発性有機化合物排出施設の使用の一時停止を命じることができるものとする事。

(第十七条の十関係)

五 揮発性有機化合物排出者は、当該揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度を測定し、その結果を記録しておかなければならないものとする事。

(第十七条の十一関係)

六 事業者は、その事業活動に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散の状況を把握するとともに、当該排出又は飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないものとする事。

(第十七条の十三関係)

七 何人も、その日常生活に伴う揮発性有機化合物の大気中への排出又は飛散を抑制するように努めるとともに、製品の購入に当たって揮発性有機化合物の使用量の少ない製品を選択すること等により揮発性有機化合物の排出又は飛散の抑制を促進するよう努めなければならないものとする事。

(第十七条の十四関係)

八 緊急時の措置として、次の措置を規定すること。

1 都道府県知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、揮発性有機化合物を排出し、又は飛散させる者であつて、当該大気の汚染をさらに著しくするおそれがあると認められるものに対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の減少について協力を求めなければならないものとする。

(第二十三条第一項関係)

2 都道府県知事は、気象状況の影響により大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる場合として政令で定める場合に該当する事態が発生したときは、当該事態が揮発性有機化合物に起因する場合には、揮発性有機化合物排出者に対し、揮発性有機化合物濃度の減少、揮発性有機化合物排出施設の使用の制限その他必要な措置をとるべきことを命じるものとする。

(第二十三条第二項関係)

第四 その他

第三の三の2及び四の2の命令に違反した場合の罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこと。

第五 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)

三 関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第三条から第五条まで関係)